

帯広市都市公園（南地区）の指定管理に関する質問と回答

受付日：令和8年10月20日

回答日：令和8年10月23日

【質問】 ①指定申請書類の提出部数について 電磁的記録による副本1部とありますが、USB メモリ・CD 等の記録メディアの指定はございますでしょうか。	【回答】 電磁的記録媒体としては、CD-R、DVD-R での提出とします。
【質問】 ②夜間・休日対応について 社会的な労務環境の適正化（完全週休二日制の推進、時間外労働の抑制）の流れを受け、弊社でも持続可能かつ安定した管理体制の構築に努めております。 公園は24 時間施設であるため、夜間や休日における突発的な現地対応への備えが必要と認識しております。そこで、管理体制の最適化に向け、市の想定方針を確認させていただきます。 夜間・休日の緊急対応について、自社スタッフによるオンコール（待機）体制等を求められる想定でしょうか。あるいは、労働環境への配慮等の観点から、「夜間・休日の一次対応（受付・駆け付け等）を専門業者へアウトソーシングする体制」を導入することも可能なのでしょうか	【回答】 公園は原則として年間を通じ常時開放されているため、指定管理業務仕様書において、夜間や年末年始なども適切な管理を行うための体制を確保するほか、事故等緊急時には、被害者の救済と保護、二次被害の防止、関係機関への通報、市への報告等必要な措置を講じることとしています。 また、第三者委託についても、基本協定書（案）において、「管理業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が認めた場合は、管理の主たる業務を除く業務を第三者に委託し、または請け負わせることができる。」と規定しております。 ご質問いただいた内容だけでは、第三者委託により仕様書で求める体制や対応が確保されているかの判断ができません。第三者への委託を予定または想定されている場合は、申請時に提出いただく事業計画書に記載することとなっておりますので、申請いただいた委託業務の内容からその可否を判断する考えです。

【質問】 ③樹木の管理について 仕様書に定める樹木の定期点検についてお尋ねします。各公園とも樹齢・巨木化が進行しており、落枝リスク等へのより高度な安全対策が求められる時期に入っていると考えます。樹木の点検ポイントに記載のある「倒木の恐れ」や「影響を与える規模の亀裂」等の判断について、客観的な安全性を担保するため、今後、樹木医等の専門家による診断を導入される見込みはございますでしょうか。現時点でのご方針をお聞かせください。	【回答】 「樹木の点検ポイント」に記載している点検により樹木の状態を確認しながら、変状及び異常を把握した樹木について、「樹木の点検ポイント」に記載している措置判定ガイドラインに沿って対応を実施することが重要と考えております。 なお、「倒木の恐れ」については日常点検、「影響を与える規模の亀裂」については、定期点検の項目としており、その判断について専門家による診断を要さないものであると考えていることから、現時点では樹木医等の専門家による診断を導入することは考えていません。
【質問】 ④公園施設について 仕様書において、「公園施設の点検により、補修、修繕等が必要と判断した施設については、補修・修繕計画を早急に作成し、市と協議しながら適宜、補修、修繕等を行うこと」とありますが、老朽化が目立つ施設はそのものの廃止や更新（建替）を協議することも可能でしょうか。	【回答】 公園施設の廃止については利用状況や地域の方々の意見を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えております。 なお、指定管理者が、施設の機能低下の原因を特定し、補修や修繕を適切に実施した上でも、安全面・利用面等からやむを得ず廃止または更新（建替）の可能性がある場合には、個別に協議を実施させていただく考えです。